明和六年正月廿九日　叙　正六位上　三十八歳　紀伴寛

安永六年二月廿四日　叙　従五位下　四十六歳

中七年

明和二年十二月十九日　叙　正六位下　二十七歳　身人部武清

安永六年十二月十九日　叙　従五位下　三十九歳

中十一年

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

文化六己巳年五月十日　去番様ニ伺　次ニ両大将殿ニ向

次修理月番　佐竹常陸介　関東出羽守　大宰殿

　琉球之　修理代出羽守御附殿　右之通願

御附職事日野弁殿ニ以非蔵人中之元繋

申文一通　家例一通　勤例一通　叙目一通

右同月二十日　宣下之旨於非蔵人口以弁殿口宣

宣案二十二日　頭弁殿里亭ニ而渡

府随身

中十年

従五位下源武辰　五十一歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申

從五位上

從五位下源武辰

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

申

從五位上

從五位下源武辰

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

叙日

寛政十年二月十五日

至今年中十年

叙従五位下 四十歳

源武辰

叙日

寛政十年二月十五日　叙従五位下　四十歳

至今年中十年

源武辰

叙日

寛政十年二月十五日

至今年中十年

叙従五位下 四十歳

源武辰

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

家例

源武屋

享保元年十二月二十五日叙従五位下　四十歳

中十四年　五十五歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

家例

源武屋

享保元年十二月二十五日　叙従五位下　四十歳

中十四年

同十六年十二月二十五日　叙従五位上　五十五歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

家例

源武屋

享保元年十二月二十五日　叙従五位下　四十歳

中十四年

同十六年十二月二十五日　叙従五位上　五十五歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

勘例

下毛野武敬

安永六年二月九日

叙従五位下　二十九歳

中九年

天明七年二月二十七日

叙従五位上　三十九歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

奉願以上覚

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

奉頼以上覚

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

奉願以書付之覚

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

奉願口上覚

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

奉願候口上覚

此度加級之儀奉願上候儀府随身中ニ
七十歳未満正五位下ニ御座候ニ付
甚恐入候得共 武辰先達而より

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

奉願候口上覚

此度加級奉願上候儀府随身中ニ
七十歳未満正五位下ニ御座候ニ付
甚奉恐入候得共 武辰先達而より
所労罷在候處此節甚相勝
不申迚茂快氣茂仕間敷哉与鑿所茂
申聞候ニ付何卒格別之御憐愍を以
被　宥許候者冥加至極難有
仕合奉存候此段偏宜奉頼上候以上

奉願候口上覚

此度加級奉願上候将府随身中ニ
七十歳未満正五位下之例無御座候ニ付
甚奉恐入候得共　武辰　先達而より
所労罷在候處此節甚相勝
不申迚茂快気茂仕間敷与奉察候
上聞候而何卒格別之御憐愍を以
被　宥許候者冥加至極難有
仕合奉存候此段偏宜奉頼上候以上

八月

土山淡路守
武辰

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

七十歳未満雖
不容易老年且
為所労之間以格
別　御憐愍被
宥許必不可為
後例　仮事

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

文政十壱年八月廿六日久我殿ニ而次右大将殿
次左大将殿次傳奏月番広橋殿伺候所ニ而
職事柳原弁殿ニ差出

申文　一通　勘例　一通　款状　一通

右四月廿九日　宣下之旨於開気之人御沙汰可被
上候口宣案頂戴ニ於同席二手受取但　宣下
之節格別ニ宗伴より出来之所達可申

右十歳之例府随身者也
御事有御下ニ相納　府随身
　中十七年
合勤在府之節宿之可然者也

従五位上源武辰　六十九歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

文政十弐年八月廿六日 久我殿ゟ御沙汰ニ付
次ニ左大臣殿次伝奏月番廣橋殿御役所ニ而
職事柳原殿弁殿ゟ渡也
申文一通 勘例一通 銘目一通
右ハ月廿九日 宣下之為於川原殿ニ而御用之被成
上卿口宣案被仰付由ニ候 但 宣下
之義ハ格別之 宗許ニ付不及御達候由
七十歳未満之例府随共ニ先
例之通御下知被成
無御沙汰申候様被仰出候事

府随身
中十七年
従五位上源武辰
六十九歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

申

正五位下

從五位上源武辰

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

申

正五位下

從五位上源武辰

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

叙日

文化六年五月廿日

至今年中十七年

叙從五位上

源武辰

五十一歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

勘例

府随身 藤原利恭

寛政九年十二月廿日 叙従五位上 六十歳

中九年

文化四年十月廿日 叙正五位下 七十歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申
従六位上

申文一通　家例一通　督

天保七丙申年正月廿七日文[illegible]

次花山院右大将殿鷹司大将殿[illegible]九日

[illegible]月[illegible]

[illegible]

[illegible]

二月十一日従六位上[illegible]

宣下[illegible]

十二日[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申文一通　家例一通　督一通

天保七丙申年正月廿七日父秘若内府殿

次花山院右大將殿鷹司左大將殿御伏惟宗八日

傳奏同月廿五日甘露寺一位殿へ御私邸ニ申出書

差り二通奉ル旨申候所御申候処召

職事甘露寺殿ニ以テ被仰候上ハ此上是

二月十一日従六位上御請

宣下之　閣下ニ甘露寺殿ニ被仰出候人為令

十六日宣案於里亭賜之

従六位上

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申
従六位上

申文一通　家例一通　督
天保七丙申年正月十七日文[illegible]
次花山院右大将殿鷹司[illegible]大将殿[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
二月十一日従六位上[illegible]
宣下之　[illegible]
十二日宣案於里亭賜之

近衛府
中六年
従六位下
[illegible]武宗　十五歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91
ガラス使用

申文一通　家例一通　督一通

天保七丙申年正月十七日父秘府円府殿

次花山院右大将殿鷹司右大将殿御拝賀八日

侍妻月甚甘露寺一位殿ゟ御頼申入候處

早り〻今ゟ出来御頼之御承知被下候旨右御礼

御車奉行殿ゟ無滞ニ相被成候ニ付御下知之處

二月十一日従六位上位記

宣下之　関白殿東坊城殿へ無滞御礼申入候御礼

十六日宣旨案於里亭賜之

近衛府

中六年

従六位下源武宗　十五歳

従六位上

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申

従六位上

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申

従六位上源武

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

申

従六位上

従六位下源武

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

叙日

文政十二年十二月廿日 叙従六位下 八歳

至今年中六年

源武宗

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

叙
日

文政十二年十二月廿五日 叙従六位下 八歳

至今年中六年

源武宗

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

家例

文化十三年後八月二日　叙従六位下　武錫

中六年　八歳

十五歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

家例

文化十三年後八月二日　叙従六位下　武錫　八歳

中六年

文政六年八月廿八日　叙従六位上　十五歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

家例

武錫

文化十三年後八月二日　叙従六位下　八歳

中六年

文政六年八月廿八日　叙従六位上　十五歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

申文一通　家例一通

天保二辛卯年十二月十二日先久我殿

次傳奏月番本御同所十二日来書

御沙汰至同月十六日申詰右

ニ而被遊合待候處之御下日

就其露顕有之候早可掃申

府随身

修大佑源武錫

申

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申

右近衛将曹

申文一通　家例一通

天保二辛卯年十二月十二日先久秘

次傳奏月番徳大寺殿十二日来

相叙書出同月十六日申置右日

ゝゝ許可被合待從殿ゝ又下日

許其露ゝ房宣旨了觸ゝゝ

府随身

隼人佐源武錫

従六位下

申

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申
右近衛将曹

申文一通　家例一通　名謝書一通

天保二辛卯年十二月十二日先久我殿次右大将殿次左大将殿
次傳奏月番未御所十二日甘露寺備後殿被露
相叙呈出同月十六日申請右将曹依請　宣下
之由被仰合侍従殿ゟ被仰下同月廿八日口宣案一通
請其露路ち有之罷出賜之

府随身
隼人佐源武錫男
従六位下右衛門府生源武宗　十歳

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申

右近衛將曹

右衛門府生源武宗

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

武宗トキ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

武宗

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

家例

明和五年音月廿吾　任右近衛將曹　源武辰

寛政元年二月二日任右近衛將曹　源武貞

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

申文一通　家例一通　勘例一通

天保七丙申年正月　加級従三位

一紙　二月十七日

近衛府

右近衛将

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申文一通 家例一通 勘例一通 右将曹旨一通

天保七丙申年二月 加級従六位上 新紙

一紙ゝ 書出二月十八日 参内 以職事 附之人々下

近衛府

右近衛将曹源武宗 兼

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

申

圖書寮印

右近衛將曹源武宗

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

申

圖書權助

右近衛將曹源武宗

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

右近衛将曹如舊事

右近衛将曹如舊事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

勘例

近衛府

藤原近信

明和六年正月九日兼任主計權允

右近衛將監如旧

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

勘例

近衛府

藤原近信

明和六年正月九日兼任　主計権助

右近衛将監如旧

大江蕃全

安永三年十二月三日兼任　玄蕃権助

左近衛将曹如旧

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

勘例

近衛府

藤原近信

明和六年正月九日兼任　主計權允
右近衛將監如旧

安永三年十二月三日兼任　玄蕃權允
左近衛將曹如旧

大江蕃全

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

家例

寛政八年六月十九日兼任

源武貞

右近衛将曹佑

集人佑

家例

源武貞

寛政八年六月十九日兼任　集人佑

右近衛将曹舘

武錫

文政十二年六月三日兼任　集人佑

右近衛将曹舘

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

家例

源武貞

寛政八年六月十九日兼任　集人佑

右近衛将曹狛

武錫

文政十二年六月三日兼任　集人佑

右近衛将曹狛

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91

ガラス使用

申

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

申

右近衛将監

申文一通 右将監 例書一通 家例[illegible]

天保九戊年十月廿九日先久我殿次左[illegible]

左大将殿次[illegible]同書一度出來[illegible]

烏丸頭弁殿於議奏[illegible]廿八日

転任右近衛将監 宣下於非蔵[illegible]弁殿

〃 保下口 宣案将監廿九日於烏丸[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用